

特定建設作業届の指導一覧表

○印…要届出
-印…届出不要

特定建設作業の種類	騒音 規制法	振動 規制法	機 械 名 等	備 考
<1-1>くい打機を使用する作業				
① もんけん	-	-	人力による木ぐい 木矢板のくい打ち	
【1】既製ぐい	○	-		打込みを伴う場合に限る
③ アースオーガー併用	-	○		
④ その他	○	○	ディーゼルハンマ・エアハンマ スチームハンマ・ドロップハンマ バイプロハンマ等	
【2】場所打ちぐい	-	-		
<1-2>くい抜機を使用する作業				
【1】油圧式	○	-		
【2】その他	○	○	パイルエキストラクタ	
<1-3>くい打くい抜機を使用する作業				くい打機、くい抜機を使用する 作業の場合に準ずる
【1】圧入式	-	-		
【2】その他	○	○		
<2>びょう打機を使用する作業				
【1】リベッティングハンマ	○	-		
【2】その他	-	-	インパクトレンチによる高張力 ボルト締め等	
<3>さく岩機を使用する作業				移動作業にあつては、1日 における2地点間の最大距離 が50m以下の作業に限る。
【1】ブレーカー	○	-		
① 手持式	○	○	アイオン等	
② その他	○	-	レッグドリル・ビッグハンマ ドリフタ・ストーバ等	
【2】その他	○	-		
<4>空気圧縮機を使用する作業				さく岩機の動力として使用 する作業を除く
【1】電動式	-	-		
【2】その他	-	-		
① 1.5kW未満	-	-		
② 1.5kW以上	○	-		
<5-1>コンクリートプラントを設けて行う作業				工事現場又はその付近に当 該工事に関連して一時的に 設置されるものに限る。 不特定多数の工事のために 設置されるプラントは、工 事として別の届出が必要と なる。
【1】モルタル製造用	-	-		
【2】その他	-	-		
① 混練容量0.45m未満	-	-		
② 混練容量0.45m以上	○	-		
<5-2>アスファルトプラントを設けて行う作業				
【1】混練容量200kg未満	-	-		
【2】混練容量200kg以上	○	-		
<6>整地・掘削機械を使用する作業				一定限度を超える大きさの 騒音を発生しないものとし て環境大臣が指定するもの を除く
バックホウ	○	-	バックホウ (原動機定格出力80kW以上)	
【1】トラクターショベル	-	-	トラクターショベル (原動機定格出力70kW以上)	
ブルドーザー	-	-	ブルドーザー (原動機定格出力40kW以上)	
【2】その他	-	-		
<7>建物の解体作業				
① コンクリート造・鉄筋造	-	-		
レンガ造	-	-		
② その他	-	-		
<8>工作物の破壊作業				
【1】鋼球(鉄球)	-	○	コンクリート造・鉄筋造	
① レンガ造	-	○		
② その他	-	○		
【2】動力・火薬	-	-	コンクリート造・鉄筋造	
① レンガ造	-	-		
② その他	-	-		
【3】その他	-	-	コンクリート造・鉄筋造	
① レンガ造	-	-		
② その他	-	-		
<9>舗装版破碎機を使用する作業				移動作業にあつては、1日 における2地点間の最大距離が 50m以下の作業に限る。
【1】ハンマを落下させるもの	-	○		
【2】その他	-	-		